

# 朝来市 新型コロナウイルス感染症対策

## 支援制度のお知らせ



国の緊急事態宣言が発令されて以後、市民、事業者の皆様には、感染拡大防止にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。朝来市をはじめ国、県が取り組んでいます市民、事業者の皆様へ支援制度についてお知らせいたします。

発行：朝来市新型コロナウイルス感染症対策本部

(令和2年5月15日現在)

### 市民のみなさまへの支援制度

1 特別定額給付金（国）	担当	市長公室総務課
<p>■対象 基準日(令和2年4月27日)に朝来市の住民基本台帳に記録されている方</p> <p>■支給額 1人当たり10万円</p> <p>■受給権者 世帯主</p> <p>■申請方法</p> <p>①郵送申請 申請書に世帯主の署名、振込先口座を記入し振込先口座の確認書類（通帳等の写し）と本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写し）を付けて返送してください。</p> <p>②オンライン申請 世帯主でマイナンバーカード所持者のみ申請でき、政府のインターネットサイト「マイナポータル」で5月1日から受付しています。振込先口座の確認書類をアップロード、署名用電子証明書の暗証番号が必要です。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【市長公室総務課】672-6115 ★【特別定額給付金専用ダイヤル】666-8888</p>		
2 臨時子育て・学習支援の給付金（市独自）	担当	教育委員会事務局 学校教育課 こども育成課
<p>■対象 平成14年4月2日から令和2年5月1日までに出生し、令和2年5月1日時点で朝来市に住民登録があり次に該当する方</p> <p>①未就学児 ②小学生 ③中学生 ④高校生等(通年教育で学生証等が発行される教育機関で教育を受けている者)</p> <p>■支給額 1人当たり1万円</p> <p>■申請期間 令和2年5月25日（月）から令和2年8月24日（月）※当日消印有効</p> <p>■申請方法 対象となる子どもの保護者に市から申請書等を送付しますので、届きました申請書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で郵送提出してください。 申請書到着分から随時、指定口座に振り込みます。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【教育委員会事務局学校教育課・こども育成課】 672-4930・4933</p>		

3 大学生等生活支援臨時給付金（市独自）	担当	市長公室総合政策課
<p>■対象  ①大学院、大学、短大、専修学校等に在学し民間賃貸住宅等に居住している学生の保護者等（保護者は朝来市に住民登録がある者）  ②令和2年4月・5月分の家賃（共益費、管理費、駐車場使用料、食費等は除く）</p> <p>■支給額  賃貸住宅等の家賃月額<math>\frac{1}{2}</math>（上限額：月2万円）</p> <p>■申請期間  令和2年6月1日（月）から令和2年12月28日（月）※当日消印有効</p> <p>■申請方法  市ホームページから申請書をダウンロードしてください。申請書は、持参又は郵送で提出してください。申請書到着分から随時、指定口座に振り込みます。（添付書類：大学生等であることの証明書写し、賃貸住宅等の契約書の写し、振込先口座通帳の写し）</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。  【市長公室総合政策課】672-6110</p>		
4 子育て世帯への臨時特別給付金（国）	担当	市民生活部市民課
<p>■対象  令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者</p> <p>■支給額  対象児童1人につき1万円</p> <p>■申請方法  ①申請不要で、児童手当受給口座に振込み（6月下旬予定）  ②公務員の方については、申請書（所属庁で交付）を受付後、指定口座に振込み（申請受付：令和2年6月1日～）</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。  【市民生活部市民課】672-6120</p>		
5 高齢者団体等健康づくり給付金（市独自）	担当	健康福祉部高年福祉課
<p>■対象  感染症が収束後の高齢者の健康づくりや元気づくりを喚起するため、老人クラブ等や介護予防に取り組むグループ、団体等</p> <p>■支給額  ①老人クラブ ※市老連の加入は不問  " (会員数30人以上) 3万円  " (会員数10人以上30人未満) 2万円  " (会員数10人未満) 1万円  ②介護予防活動団体等（いきいき百歳体操、地域ミニデイ、ぷちサロン） 1万円  ③①②以外の健康づくり等予定地区 1万円</p> <p>■申請期間  令和2年6月1日（月）から令和2年11月30日（月）※当日消印有効</p> <p>■申請方法  対象団体へ申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。市老連に未加入団体他については、<u>区長を通じて案内させていただきます。</u></p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。  【健康福祉部高年福祉課】672-6124</p>		

6 水道料金（基本料金）の免除（市独自）	担当	都市整備部上下水道課
<p>■対象 朝来市と給水契約をしている方 ※官公庁等を除く</p> <p>■免除期間 3カ月間（基本料金のみ免除）</p> <p>①6月請求分（使用期間4月～5月検針分）</p> <p>②7月請求分（使用期間5月～6月検針分）</p> <p>③8月請求分（使用期間6月～7月検針分）</p> <p>■申請 申請手続きは不要です</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【都市整備部上下水道課】676-2081</p>		
7 ひとり親家庭等生活支援給付金（市独自）	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>■対象 基準日(令和2年4月24日)において朝来市に住所があり、令和2年3月分又は4月分の児童扶養手当の支給を受けている方</p> <p>■支給額 支給対象者1人(1世帯)につき2万円</p> <p>■申請期間 令和2年4月27日(月)から令和2年7月31日(金) ※当日消印有効</p> <p>■申請方法 市から届きました申請書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で郵送提出してください。申請書到着分から随時、指定口座に振り込みます。 ★対象世帯221件／支給済203件(5/15時点)</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		
8 市立小・中学校の給食費免除（市独自）	担当	教育委員会事務局 学校給食センター
<p>子育て世代への経済対策として、令和2年度1学期分の市立小・中学校の児童、生徒の学校給食費を免除します。</p>		
9 生活福祉資金特例貸付	担当	朝来市社会福祉協議会
<p>■緊急小口資金は、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸し付けを必要とする世帯に、その必要な費用について少額の貸し付けを行う制度です。</p> <p>■総合支援資金（生活支援費）は、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や休業等があり、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費を貸し付け、自立した取り組みを支援することを目的とした制度です。</p> <p>※詳細については、朝来市社会福祉協議会へお問い合わせください。 【朝来市社会福祉協議会総合支援課（コロナ貸付担当）】677-2702</p>		



給付金 詐欺(サギ) に 注 意



10 住居確保給付金の拡充（国）	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>■対象 象 離職・廃業から2年以内に加え、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方</p> <p>■支給期間 原則3カ月</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		

## 事業者のみなさまへの支援制度

1 持続化給付金（国）	担当	産業振興部経済振興課
<p>■対象業種等 農業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人や個人の方で、主な要件として前年総売り上げから令和2年1月から12月の間で、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者で、今後も事業継続する意思がある事業者</p> <p>■支給額 ①中小法人等：200万円 ②個人事業者等：100万円 ※(昨年1年間の売上からの減収分を上限とします。)</p> <p>※詳細については、下記の相談ダイヤルへお問い合わせください。 【持続化給付金事業コールセンター】 0120-115-570 03-6831-0613（IP電話専用回線） ★受付時間 8：30～19：00（5・6月は毎日、7～12月は土曜日を除く毎日） 【朝来市商工会】 672-2362</p>		
2 市持続化給付金（市独自）	担当	産業振興部経済振興課
<p>■対象 象 令和2年1月から12月の間で減少率が前年同月比の売り上げから、20%以上50%未満の事業者</p> <p>■支給額 下限1万円から上限20万円（給付金算出計算により）</p> <p>■申請期間 令和2年5月25日（月）から令和3年1月31日（日）※当日消印有効</p> <p>■申請方法 市ホームページから申請様式をダウンロードして申請してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部経済振興課】672-2816</p>		
3 セーフティーネット保証【4・5号】、危機関連保証制度（国）	担当	産業振興部経済振興課
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者に対して、セーフティーネット保証制度4号（自然災害別枠）、5号（業績悪化）、危機関連保証の認定を行います。金融機関で融資を受ける際にご利用できます。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部経済振興課】672-2816</p>		

4 融資にかかる緊急経済支援補助金（市独自）	担当	産業振興部経済振興課
<p>■対象 兵庫県制度融資資金（新型コロナウイルス感染症対応資金）の融資を受けた際に融資金額3千万円を上限に、兵庫県信用保証協会に支払った信用保証料と、金融機関に支払った利子（3年間）について、国補助を除き補助。</p> <p>■申請方法 市ホームページから申請様式をダウンロードして申請してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部経済振興課】 672-2816</p>		
5 休業要請事業者への経営継続支援金（県・市協調）	担当	産業振興部経済振興課
<p>■対象（①～④すべてに該当） 兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じた中小法人・個人事業主 ①令和2年3月1日以前に創業 ②令和2年4月又は5月の売上が前年同月比50%以上減少 ③兵庫県の休業要請期間中、継続的に休業 ④兵庫県休業要請対象施設に該当</p> <p>■支給額 ①中小法人：最大100万円 ②個人：最大50万円</p> <p>■申請方法 市ホームページから申請様式をダウンロードして申請してください。</p> <p>※詳細は、下記の相談ダイヤルにお問い合わせください。 【兵庫県経営継続支援金相談ダイヤル】 078-362-9301 又は 078-361-2281 【産業振興部経済振興課】 672-2816</p>		

★兵庫県休業要請対象施設（公共施設及び一部施設の記載を除く）★

スナック、バー、ダーツバー、パブ、漫画喫茶、アダルトショップ、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、インターネットカフェ、カラオケボックス、場外舟券場、劇場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、日本語学校、外国語学校、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室、博物館、ホテル、旅館、民泊、ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（戸建て、マンション）、古物商（質屋を除く）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋・鉄道模型、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ・レンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物店、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室、整体院（国家資格有資格者が行うものは除く）食事店等食事提供施設

注）飲食店等食事提供施設は、夜20時から朝5時営業休止 酒類は夜19時から朝5時休止

6 事業者への緊急支援金（市独自）	担当	産業振興部経済振興課
<p>■対象 ①兵庫県が行った休業要請等の対象としている中小法人・個人事業主 ②飲食業、生花業、タクシー業、運転代行業及び酒類小売免許を有する者で市内宿泊業者又は飲食業者に納入している者</p> <p>■支給額 法人：30万円 個人：20万円</p> <p>■申請期間 令和2年5月18日（月）から令和2年7月31日（金）※当日消印有効</p> <p>■申請方法 市ホームページから申請様式をダウンロードして申請してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部経済振興課】 672-2816</p>		

7 休業要請事業者への家賃補助（市独自）	担当	産業振興部経済振興課
<p>■対象 象 兵庫県が行った休業要請施設の休業や時間短縮の要請に応じた中小企業・個人事業主で店舗等の賃借料を支払っている事業者</p> <p>■対象期間 令和2年4月から5月分の家賃</p> <p>■助成額 助成率は1/2（上限額：月5万円）</p> <p>■申請期間 令和2年6月1日（月）から令和2年7月31日（金）※当日消印有効</p> <p>■申請方法 市ホームページから申請様式をダウンロードして申請してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部経済振興課】672-2816</p>		
8 雇用調整助成金【特例措置】（国）	担当	ハローワーク和田山
<p>■対象 象 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主</p> <p>■対象期間 令和2年4月1日（水）から令和2年6月30日（火）【緊急対応期間】</p> <p>※詳細については、ハローワーク和田山へお問い合わせください。 【ハローワーク和田山】672-2116</p>		
9 雇用維持助成金（市独自）	担当	産業振興部経済振興課
<p>■対象 象 国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主</p> <p>■対象期間 令和2年1月24日（金）から令和2年6月30日（火）</p> <p>■助成額 休業手当の1/10に相当する額</p> <p>■申請期間 令和2年6月1日（月）から令和3年3月31日（水）※当日消印有効</p> <p>■申請方法 市ホームページから申請様式をダウンロードして申請してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部経済振興課】672-2816</p>		
10 テイクアウト事業等参入事業者支援金（市独自）	担当	朝来市商工会 産業振興部経済振興課
<p>■対象 象 テイクアウト事業等に新たに事業参入する者</p> <p>■対象期間 令和2年4月から休業要請解除まで</p> <p>■助成額 1事業者当たり1万円から5万円</p> <p>■対象経費 容器代、メニュー印刷代、テイクアウト用の改修費など ※県制度「がんばるお店お宿応援事業」の対象とならない5万円未満の事業費を対象とします</p> <p>■申請期間 令和2年6月1日（月）から令和2年7月31日（金）※当日消印有効</p> <p>■申請方法 市ホームページから申請様式をダウンロードして申請してください。</p> <p>※詳細については、朝来市商工会へお問い合わせください。 【朝来市商工会】672-2362 【産業振興部経済振興課】672-2816</p>		

感染者や医療従事者に偏見を持つのではなく、支え合いの絆を！！

11 社会福祉施設等感染防止対策特別給付金 (市独自)	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>■対象 市内の社会福祉事業等（介護、障害者福祉、児童福祉関係事業）を運営する法人</p> <p>■支給額 ①5事業以上実施法人：10万円 ②2～4事業実施法人：5万円 ③1事業実施法人：3万円</p> <p>■申請期間 令和2年6月1日(月)から令和2年7月31日(金) ※当日消印有効</p> <p>■申請方法 対象団体へ申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		

## 教育支援

1 学習指導員の配置（国・県）	担当	教育委員会事務局 学校教育課
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止により臨時休業となっている市内小・中学校に対し、学校再開後の学習活動への取り組み支援として、学習指導員を配置します。</p> <p>■事業内容 ①臨時休業に伴う未指導学習分の学習指導 ②3つの密を避けるための少人数指導 ③個々の学習状況や心のケア等きめ細やかな対応</p> <p>■期間 令和2年6月1日（月）～7月31日（金）</p>		
2 ICTを活用した学習支援整備（国・市）	担当	教育委員会事務局 学校教育課
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止により市内小・中学校が臨時休業となり、学習機会が大きく減少しました。オンライン学習等に必要な学習支援用ICT機器及び通信環境整備を進めていきます。</p> <p>■整備内容 ①市内小・中学校の児童及び生徒、1人1台のタブレット端末を整備 ②貸出用の無線ルーター100台を整備</p>		

## 相談

1 こころのケア相談	担当	健康福祉部 地域医療・健康課
<p>新型コロナウイルス感染症予防で自粛等が長期化する中、「不安や心配で眠れない」「ストレスが溜まる」などのお悩みがある場合は、一人で抱え込まずに早めにご相談してください。</p> <p>※相談等については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部地域医療・健康課】672-5269</p>		

2 あさごっ子悩み相談センター	担当	教育委員会事務局 学校教育課
<p>臨時休業が続く中、日常生活や学校のことなどで悩んでいませんか。児童生徒の皆さんは、一人で抱え込まずに、早めに相談してください。 ※相談等については、担当課へお問い合わせください。 【教育委員会事務局学校教育課】672-4930</p>		
3 生活困窮者の自立相談支援	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>就労環境の変化等により、収入の減少や住宅を失うおそれがあり、生活に不安がある方は、早めにご相談ください。 ※相談等については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		

## そ の 他

1 市営住宅の家賃減免	担当	都市整備部都市開発課
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や離職等により収入が著しく減少した方は、申請により市営住宅の家賃が減免となる場合があります。 ※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【都市整備部都市開発課】672-6127</p>		
2 市税の減免、納付猶予について	担当	市民生活部税務課 672-6119
3 介護保険料の減免、納付猶予について	担当	健康福祉部高年福祉課 672-6124
4 水道料金等の支払い相談について	担当	都市整備部上下水道課 676-2081
5 ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金の設置	担当	会計課 672-6128
<p>兵庫県、市町（神戸市を除く）が協働して医療従事者の勤務環境改善等に支援するため「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」が創設されました。 ■受付期間 令和2年5月1日～ ■受付場所 ①市役所会計課、各支所に募金箱を設置しています。 ②受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く） ※本寄附金は、税法上の優遇措置（特定寄附控除）の対象となります。控除を受ける際に受領証が必要となりますので、兵庫県ホームページで発行手続きを申し込んでください。 ※【朝来市役所会計課】672-6128 ・【兵庫県防災企画課】078-362-9870</p>		